

## 令和 3 年 3 月 前 期 定 例 会 議 事 録

- |           |  |                       |
|-----------|--|-----------------------|
| ・開催日時     | 令和 3 年 3 月 15 日 (月曜日)                                    | 13 時 11 分 ~ 16 時 06 分 |
| ・開催場所     | 人事委員会室   |                       |
| ・出席者 (委員) | 伊藤委員長 松尾委員 内田委員  |                       |
|           | (事務局) 稲富事務局長 角田副事務局長 森岡人事主幹 鶴澤係長<br>古賀係長 江口係長 吉田副主査 萩原主事 |                       |

### 議事事項

#### 1 令和 3 年 2 月 後 期 定 例 会 議 事 録 について

佐賀県人事委員会議事規則第 7 条第 2 項の規定に基づき、前回定例会の議事録について、承認することを決定した。

#### 2 組織改正等、令和 2 年 給 与 勧 告 及 び 給 与 条 例 等 改 正 に 伴 う 関 係 規 則 等 の 一 部 改 正 等 に つ い て

##### ( 1 ) 佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

##### 【説明】

##### 1 改正の理由

給与条例(佐賀県職員給与条例(昭和 26 年佐賀県条例第 1 号)及び佐賀県公立学校職員給与条例(昭和 3 2 年佐賀県条例第 44 号)をいう、以下同じ。)の一部改正( )並びに令和 3 年 4 月 1 日付け組織改正等に伴い、所要の改正を行う必要があるため。  
令和 3 年 2 月議会に提案中

##### 2 改正の内容

- ( 1 ) 佐賀県職員給与条例別表第 1 及び別表第 3 並びに佐賀県公立学校職員給与条例別表第 3 の備考 2 に規定する給料月額に 6,000 円を加算する職員を定めることとした。(第 47 条及び第 47 条の 2 関係)
- ( 2 ) 令和 3 年 4 月 1 日付け組織改正等に伴い廃止される職に係る規定を削除することとした。(第 48 条、別表第 13 及び別表第 24 関係)
- ( 3 ) 給与条例(等級別基準職務表)の改正に伴い、行政職給料表級別基準職務表、研究職給料表級別基準職務表及び医療職給料表(一)級別基準職務表を改正することとした。(別表第 1、別表第 3 及び別表第 4 関係)

- (4) 給料の切替え及び給料月額を加算措置を踏まえ、昇格メリット及び降格デメリットを 4,000 円程度抑制することとするため、昇格時号給対応表及び降格時号給対応表を改正することとした。(別表第 28、別表第 28 の 3、別表第 28 の 8 の 2 及び別表第 28 の 8 の 4 関係)
- (5) 職務の級を切替えた職員について、在級年数及び昇格に係る経過措置を設けることとした。(附則第 2 項及び附則第 3 項関係)
- (6) 切替日に昇格又は降格する職員は、切替日の前日に昇格又は降格したものみなして改正前の規定を適用することとした。(附則第 4 項関係)
- (7) 切替日以後の最初の昇格について、特例を設けることとした。(附則第 5 項及び附則第 6 項関係)
- (8) その他所要の事項を定めることとした。

### 3 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日

- (2) 佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用についての一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

#### 【説明】

##### 1 改正の内容

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の級別基準職務表の行政職給料表 5 級の知事部局の現地機関の課長のうち、人事委員会が別に定める課長を除くとしているところ、当該課長として、級別職務区分表において職務の級が 4 級である課長を定めることとした。

##### 2 適用日

令和 3 年 4 月 1 日

- (3) 級別職務区分表の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

#### 【説明】

##### 1 改正の理由

給与条例(佐賀県職員給与条例(昭和 26 年佐賀県条例第 1 号)及び佐賀県公立学校職員給与条例(昭和 32 年佐賀県条例第 44 号)をいう、以下同じ。)の一部改正( )並びに令和 3 年 4 月 1 日付け組織改正等に伴い、所要の改正を行う必要があるため。

令和 3 年 2 月議会に提案中

## 2 改正の内容

### (1) 職務給の見直しに伴うもの

#### ア 行政職給料表級別職務区分表

##### (ア) 職の新設

主任主査(4級)

##### (イ) 職の改廃

- ・ 級別基準職務表の改正に伴い、以下の係長級の職の職務を4級とする  
係長、船長、機関長、専門技術員、教務主任、主任生活指導員、主任児童指導員、特別心理判定員、課長(乙)、主任教官、副隊長、隊員(甲)、福祉副主幹、副所長、主任児童自立支援専門員、主任児童生活支援員、寮長、課長、主任職業訓練指導員、准教授、室長、課長代理、指導主事(甲)、社会教育主事(甲)、企画主査、管理主事、管理主任、指導主任、事務主任
- ・ 級別基準職務表の改正に伴い、以下の副課長級の職の職務を5級とする  
主任専門技術員、主幹、副課長、副室長、副センター長、副技術監、副検査監、課長、専門心理判定員、専門児童指導員、専門職業指導員、課長(甲)、副所長、隊長、副館長、副監査監、福祉主幹、所長、専門児童自立支援専門員、専門児童生活支援員、部長、教授、人事主幹、副事務局長、調査官、専門員、次席、課長補佐、所長補佐、術科師範、校長補佐、情報主幹、指導主幹、企画主幹、事務長、事務主幹
- ・ 以下の職務は、規定を削除する  
副主査(3級)、主査(困難)(4級)、主任航空機整備士(3級)、主任航空機整備士(困難)(4級)、主任少年補導職員(3級)、主任少年補導職員(困難)(4級)

#### イ 研究職給料表級別職務区分表

##### (ア) 職の新設

主査(研究員)(3級)

##### (イ) 職の改廃

- ・ 以下の職は、規定を削除する  
副主査(研究員)(3級)、技師(研究員)(相当高度)(3級)

(2) 組織改正に伴うもの

(ア) 行政職給料表級別職務区分表

部局	所属名	職名	備考	変更前		変更後	
					職務の級		職務の級
知事	本庁	企画主幹	副課長級ライン職として新設	—	—	企画主幹	5級
	現地機関(首都圏事務所及び関西・中京事務所を除く。)	専門保育士	「保育士」「寮母」を廃止	専門保育士(特に困難)	5級	—	—
				専門保育士	4級	—	—
		専門寮母		専門寮母(特に困難)	5級	—	—
				専門寮母	4級	—	—
		主任保育士		主任保育士(困難)	4級	—	—
				主任保育士	3級	—	—
				主任寮母	主任寮母(困難)	4級	—
	主任寮母	3級	—		—		
	政策部	政策調整監(甲)	副部長級、課長級ライン職、課長級スタッフ職を課長級ライン職に一本化	政策調整監(甲)	8級	—	—
		政策調整監(乙)		政策調整監(乙)(困難)	7級	政策調整監(困難)	7級
				政策調整監(乙)	6級	政策調整監	6級
		政策調整監(丙)		政策調整監(丙)(特に困難)	7級	—	—
				政策調整監(丙)	6級	—	—

部局	所属名	職名	備考	変更前		変更後		
					職務の級		職務の級	
知事	政策部	さがデザイン推進監	スタッフ職 →ライン職	さがデザイン推進監（特に困難）	7級	さがデザイン推進監（困難）	7級	
	首都圏事務所	所長	部長級 →副部長級	所長	9級	所長	8級	
	防災航空センター	所長（困難）	防災航空センターの所管部局を政策部から危機管理・報道局に変更	政策部	危機管理・報道局			
		運航安全管理監（特に困難）						
		所長						
		運航安全管理監						
		副所長						
		隊長						
		副隊長						
		隊員（甲）						
		隊員（乙）						
		隊員（丙）（高度）						
	隊員（丙）							
総務部	政策調整監（乙）	副部長級、課長級ライン職、課長級スタッフ職を課長級ライン職に一本化	政策調整監（乙）（困難）	7級	政策調整監（困難）	7級		
			政策調整監（乙）	6級	政策調整監	6級		
杵藤保健福祉事務所	所長	副部長級 →課長級	所長	8級	所長（困難）	7級		
					所長	6級		
療育支援センター	所長	所長（行政）を「所長」（医師）に変更	所長（困難）	7級	—	—		
			所長	6級	—	—		

部局	所属名	職名	備考	変更前		変更後	
					職務の級		職務の級
知事	療育支援センター	統括副所長	課長級ライン職として「統括副所長」を新設	—	—	統括副所長(困難)	7級
				—	—	統括副所長	6級
	土木事務所	室長	九州新幹線西九州ルート整備推進室の廃止	室長(特に困難)	7級	—	—
				室長	6級	—	—
	副室長		副室長(特に困難)	5級	—	—	
			副室長	4級	—	—	
教育庁	共通	指導主事(乙)	変更	指導主事(乙)(困難)	2級	指導主事(乙)(高度)	2級
		社会教育主事(乙)		社会教育主事(乙)(困難)	2級	社会教育主事(乙)(高度)	2級
	学校教育課	室長	プロジェクトE推進室の新設	—	—	室長(困難)	7級
				—	—	室長	6級
				—	—	副室長	5級
		副室長					

(イ) 医療職給料表(一) 級別職務区分表

部局	所属名	職名	備考	変更前		変更後	
					職務の級		職務の級
知事	共通	主幹	副課長級スタッフ職として医療職給料表(一)の適用を受ける「主幹」を新設	—	—	主幹(特に困難)	3級
				—	—	主幹	2級
	療育支援センター	所長	所長(行政)を「所長」(医師)に変更	—	—	所長(困難)	4級
				—	—	所長	3級

(ウ) 医療職給料表 (二) 級別職務区分表

部局	所属名	職名	備考	変更前		変更後	
					職務の級		職務の級
知事	共通	主任臨床工学技士	「臨床工学技士」「あん摩マッサージ指圧師」を廃止	主任臨床工学技士 (困難)	5級	—	—
				主任臨床工学技士 (相当困難)	4級	—	—
				主任臨床工学技士	3級	—	—
		主任あん摩マッサージ指圧師		主任あん摩マッサージ指圧師 (困難)	5級	—	—
				主任あん摩マッサージ指圧師 (相当困難)	4級	—	—
				主任あん摩マッサージ指圧師	3級	—	—
		技師 (特に高度) (主任臨床工学技士)		3級	—	—	
		技師 (特に高度) (主任あん摩マッサージ指圧師)		3級	—	—	
		技師 (臨床工学技士)		技師 (高度) (臨床工学技士)	2級	—	—
				技師 (臨床工学技士)	1級	—	—
		技師 (あん摩マッサージ指圧師)		技師 (高度) (あん摩マッサージ指圧師)	2級	—	—
				技師 (あん摩マッサージ指圧師)	1級	—	—

## 3 適用日

令和3年4月1日

(4) 令和3年改正給与条例附則第7条の規定による給料に関する規則の制定について

制定内容について事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

1 制定の理由

令和3年改正給与条例（佐賀県職員給与条例の一部を改正する条例（ ）又は佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例（ ）をいう、以下同じ。）附則第7条の規定による給料の切替えに伴う経過措置について、必要な事項を定める必要があるため。

2 制定の内容

(1) 令和3年改正給与条例附則第7条第1項の人事委員会規則で定める職員（ ）として、切替日以降に初任給基準異動をした職員等を定めることとした。（第3条関係）

令和3年改正給与条例附則第7条第1項の給料を支給しない職員

(2) 令和3年改正給与条例附則第7条第2項の規定に定める給料（1の職員等の現給保障に係る経過措置としての給料）について定めることとした。（第4条関係）

(3) 令和3年改正給与条例附則第7条第3項の規定に定める給料（国家公務員等から人事交流等により採用された職員の現給保障に係る経過措置としての給料）について定めることとした。（第5条関係）

(4) その他所要の事項を定めることとした。

3 施行期日

令和3年4月1日

(5) 令和3年改正給与条例附則第7条の規定による給料に関する規則の運用についての制定について

制定内容について事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

1 制定の内容

(1) 規則第2条第10号に規定する人事交流等職員に準ずる職員を規定することとした。（第2条関係）

(2) 規則第4条第1項に規定する複数事由該当職員に準ずる職員として、切替日の前日において適用されていた給料表以外の給料表の適用を受けているときに降格又は降号をした職員を規定することとした。（第4条関係第1項）

(3) 規則第4条第1項第6号に規定する、切替日以降に人事委員会の承認を得てその号給を決定された場合の現給保障基礎額については、あらかじめ人事委員会の承認を得て定める額と規定することとした。（第4条関係第2項）



- (4) 規則第4条第2項に規定する複数事由該当職員の現給保障基礎額について規定することとした。(第4条関係第3項)
- (5) 規則第5条第1項に規定する人事委員会の定める職員として、新たに給料表の適用を受けることとなった日における号給について人事委員会の承認を得て決定された職員と定めるとともに、人事委員会の定める額は、あらかじめ人事委員会の承認を得て定める額とすることとした。(第5条関係)

## 2 適用日

令和3年4月1日

- (6) 令和3年改正給与条例附則第4条及び第5条の規定に基づく切替えの特例及び号給の調整についての制定について

制定内容について事務局が説明し、原案のとおり決定した。

### 【説明】

#### 1 制定の内容

- (1) 令和3年改正給与条例(佐賀県職員給与条例の一部を改正する条例又は佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例をいう。)附則第4条に規定する人事委員会の定めるこれに準ずる職員として、新たに給料表の適用を受ける職員で、号給決定の再計算上、切替日に職務の級を異にして異動することとなる職員等を規定することとした。
- (2) 令和3年改正給与条例附則第5条に規定する人事委員会の定めるところとして、切替日前に昇格をした職員の切替日における号給より、当該昇格が切替日に行われたものとした場合の号給の方が有利な場合の取扱い等について規定することとした。
- (3) その他所要の規定を設けることとした。

## 2 適用日

令和3年4月1日

- (7) 給料の調整額に関する規則の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

### 【説明】

#### 1 改正の理由

建築住宅課及び土木事務所において建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認に関する事務をつかさどることを常例とする建築主事につ

いて、調整額を措置すること等に伴い、所要の改正をする必要があるため。

## 2 改正の内容

(1) 別表第1適用区分表(第2条関係)に、下記を追加。

勤務箇所	職員	調整数
建築住宅課及び土木事務所	建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認に関する事務をつかさどることを常例とする建築主事	1

(2) 給料月額に加算措置が設けられることに伴い、調整基本額を規定することとした。

(3) その他所要の改正を行うこととした。

## 3 施行期日

令和3年4月1日

(8) 佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

### 【説明】

#### 1 改正の理由

給与条例(佐賀県職員給与条例(昭和26年佐賀県条例第1号)及び佐賀県公立学校職員給与条例(昭和32年佐賀県条例第44号)をいう。)の一部改正( )並びに令和3年4月1日付け組織改正等に伴い、所要の改正を行う必要があるため。

令和3年2月議会で提案中

#### 2 改正の内容

(1) 組織の改廃に伴うもの

- ・ 杵藤土木事務所九州新幹線西九州ルート整備推進室長外1件

(2) 職の新設に伴うもの

- ・ 療育支援センター統括副所長(3種)

(3) 区分の変更に伴うもの

- ・ 首都圏事務所長(1種 2種)外6件

(4) 職務給の見直しに伴うもの

- ・ 行政職給料表適用職員のうち職務の級が4級に決定される区分を削除した

(5) その他、規定の見直しに伴うもの

- ・ 公立学校の校長及び教頭の管理職手当区分の規定について整理することとした

#### 3 施行期日

令和3年4月1日

(9) 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

1 改正の理由

佐賀県職員給与条例(昭和26年佐賀県条例第1号)及び佐賀県公立学校職員給与条例(昭和32年佐賀県条例第44号)の一部改正( )並びに令和3年4月1日付け組織改正等に伴い所要の改正を行う必要があるため。

令和3年2月議会に提案中

2 改正の内容

- (1) 期末手当及び勤勉手当の基礎額に加算を受ける管理又は監督の地位にある職員について、首都圏事務所長の規定順を変更し、政策調整監を削除することとした。(第4条の4関係)
- (2) 行政職給料表の適用を受ける職員のうち係長級の職にある職員について「人事委員会が定める職員を除く」規定を削除することとした。(別表第1関係)
- (3) 研究職給料表の適用を受ける職員に係る加算を受ける職員及び加算割合についての規定を整理することとした。(別表第1関係)
- (4) その他所要の改正を行う。(別表第1備考2関係)

3 施行期日

令和3年4月1日

(10) 期末手当及び勤勉手当の運用についての一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

1 改正の内容

- (1) 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正に伴い、期末手当及び勤勉手当の基礎額に100分の5の加算を受ける人事委員会が定める職員については、別表第1に規定する職員によることとした。(第14項第1号関係)
- (2) 行政職給料表及び研究職給料表の適用を受ける職員のうち、係長級の職にある職員で、期末手当及び勤勉手当の基礎額に100分の10の加算を受ける職員については、ライン職にある職員その他人事委員会が認める職員とし、別表2に掲げることとした。(第14項第3号及び別表2関係)
- (3) 100分の10の加算を受ける別表2に掲げる職員について、再任用職員にあっては、行政職給料表又は研究職給料表の適用を受ける職員に限ることとした。(第14項第3号関係)
- (4) その他所要の改正を行うこととした。

2 適用日

令和3年4月1日

(11) 期末手当及び勤勉手当に係る役職段階別加算の取扱いについての承認変更について

- 1 佐賀県知事、佐賀県教育委員会教育長及び佐賀県警察本部長から申請のあった、期末手当及び勤勉手当に係る役職段階別加算の取扱いについて、事務局から説明し、申請のとおり承認することを決定した。

(申請内容)

係長級職員の期末手当及び勤勉手当に係る役職段階別加算割合については、5%（人事委員会が別に定める職員にあっては10%）とし、係長級スタッフ職の主査は4級64号給以上で10%としているところであるが、職務・職責に応じた給与制度とするため、令和3年4月1日から、係長級ライン職にあっては10%、同スタッフ職にあっては5%に見直すこととしている。

この見直しに当たり、10%の加算を受けていた係長級スタッフ職（4級64号給以上）の職員は、役職加算率が10%から5%に変更されるため、5年間に限り現行支給されている10%の役職加算とするもの。

(12) 切替日の前日から引き続き休職等をしてきた職員が切替日以後に復職等をした場合等の復職時調整についての制定について

制定内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

1 制定の内容

切替日前の休職等の期間を含む期間に係る復職時調整については、以下の調整等を順次行った場合に得られるところによることとした。

- (1) 切替日の直前の昇給日に係る算定期間までの復職時調整を行う。
- (2) 佐賀県職員給与条例の一部を改正する条例（令和3年佐賀県条例第 号）又は佐賀県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例（令和3年佐賀県条例第 号）附則第2条から第5条までの規定による給料の切替え等を行う。
- (3) 前号により得られる号給を基礎として、切替日の直後の昇給日に係る算定期間以降の復職時調整を行う。

2 適用日

令和3年4月1日

(13) 教育職給料表の適用を受ける職員が行政職給料表の適用を受ける職務に異動した場

## 合の号給の決定の承認について

佐賀県知事及び教育委員会教育長からの申請について、申請のとおり承認することを決定した。

### (申請内容)

教行異動職員の号給の決定について、現給保障を基礎とした決定ができるよう承認しているところ、職務給の見直し後も、現在の承認同様、現給保障を基礎とした号給の決定ができるようにするために承認の内容を一部変更するもの。

## (14) 教育職給料表の適用を受ける職員が医療職給料表(三)の適用を受ける職務に異動した場合の号給の決定の承認について

教育委員会教育長からの申請について、申請のとおり承認することを決定した。

### (申請内容)

教育職給料表の適用を受ける職員が医療職給料表(三)の適用を受ける職務に異動した場合の号給の決定について、教行異動職員の号給の決定の取扱いに準じて行うことができることとするもの。

## (15) 佐賀県職員特殊勤務手当支給規則の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

### 【説明】

#### 1 改正の理由

令和3年4月1日付け組織改正に伴い、用地交渉従事手当を支給する職員の所属の名称を改める等所要の改正が必要であるため。

#### 2 改正内容

(1) 令和3年4月1日付け組織改正に伴い、規則中で引用する課名を改めることとした。(第30条関係)

対象となる課名の変更 都市計画課 まちづくり課

(2) 押印見直しに関する所要の改正を行うこととした。(様式第1号～様式第20号関係)

#### 3 施行期日

公布の日(2(1)については令和3年4月1日)

## (16) 管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

**【説明】**

1 改正の理由

各任命権者において、令和3年4月1日付け組織改正及び職務・職責に応じた給与制度の見直しに伴う職の改廃により、管理職員等の範囲について所要の改正を行う必要があるため。

2 改正の内容

(1) 次の職について職の新設に伴い新たに指定することとした。(別表関係)

本庁(知事部局)

・さがデザイン推進監、秘書担当の企画主幹、法制担当の企画主幹、人事、給与、服務、職員団体又は厚生福利担当の企画主幹、人事、給与若しくは服務担当(企画に関する事務の担当に限る。)又は職員団体担当の主任主査

本庁(教育委員会事務局)

・人事、給与若しくは服務担当(企画に関する事務の担当に限る。)又は職員団体担当の主任主査

本庁(人事委員会事務局)

・公平審査又は給与勧告担当の主任主査

現地機関(療育支援センター)

・統括副所長

(2) 次の職について名称の変更を行うこととした。(別表関係)

本庁(知事部局)

【改正前】政策調整監(乙) 【改正後】政策調整監

現地機関(療育支援センター)

【改正前】総務課長 【改正後】課長(常勤所長等が指定するもの者に限る。)

(3) 次の職について職の廃止に伴い指定から削除することとした。(別表関係)

本庁(知事部局)

【改正前】政策調整監(甲) 【改正後】削除

本庁(人事委員会事務局)

【改正前】公平審査又は給与勧告担当の副主査 【改正後】削除

3 施行日

令和3年4月1日

**3 佐賀県職員の管理職手当の支給に関する規則の運用についての一部改正について**

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

**【説明】**

## 1 改正の内容

- (1) 特大規模校の指定における人事委員会の承認を廃止し、特大規模校及び大規模校の指定状況を毎年5月末までに人事委員会に報告することとした。(第1項及び取扱いの細目3関係)
- (2) 小学校及び中学校における特大規模校の指定の要件について、学級数以外の要件を削除することとした。(第1項関係)
- (3) 特大規模校において、小学校及び中学校については、学級数が多いものから学校の指定を行うものとし、人事委員会が定める学級数の範囲の内外において学級数が同数となる学校が生じる場合は、その範囲を超える学校についても指定することができることとした。(取扱いの細目1関係)
- (4) その他、所要の改正を行うこととした。

## 2 適用日

令和3年4月1日

## 4 佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当支給規則の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

### 【説明】

#### 1 改正の理由

佐賀県公立学校職員特殊勤務手当及びへき地手当条例(以下「条例」という。)の一部改正( )に伴い、教員特殊業務手当の支給額について改正するため。

改正条例(案)は令和3年2月定例県議会に提案中

#### 2 改正の内容

- (1) 条例第8条第1項第1号アの業務(学校の管理下において行う非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務)の額について、次に掲げるとおりとすることとした。(第5条関係)

##### ア 避難所の運営に係る業務

業務に従事した時間の区分に応じ、次の表に定める額

業務に従事した時間の区分	手当額
2時間以上4時間未満	2,000円
4時間以上6時間未満	4,000円
6時間以上8時間未満	6,000円
8時間以上	8,000円

イ ア以外の業務 8,000円

- (2) 押印見直しに関する所要の改正を行うこととした。(様式第1号～様式第6号関

係)

- 3 施行期日  
公布の日

## 5 教員特殊業務手当の運用についての一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

### 【説明】

#### 1 改正の内容

学校の管理下において行う非常災害時の緊急業務で、児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務のうち、避難所の運営業務に従事した場合の、その業務が「心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める程度」について、その業務に引き続き2時間以上従事したこととする。

- 2 適用日  
通知の日

## 6 公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する規則の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

### 【説明】

#### 1 改正の理由

公益的法人等への佐賀県職員の派遣等に関する条例の規定により派遣される職員の派遣先となる団体について、名称の変更及び追加をするため。

#### 2 改正の内容

(1) 派遣先団体の名称変更を行うこととした。

「公益財団法人佐賀県地域産業支援センター」「公益財団法人佐賀県産業振興機構」(別表第1関係)

(2) 派遣先団体に、「一般社団法人佐賀・長崎鉄道管理センター」及び「地方公共団体金融機構」を追加することとした。(別表第1関係)

(3) 押印見直しに関する所要の改正を行うこととした。(様式第1号及び様式第2号関係)

#### 3 施行期日

令和3年4月1日

(押印見直しに関する所要の改正は、公布の日)



## 7 勤務条件に関する措置の要求に関する規則等の一部改正について

### (1) 勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

#### 【説明】

#### 1 改正の理由

勤務条件に関する措置の要求に係る審理手続きの効率化を図るため、代理人が複数選任された場合の規定を設ける等のため。

#### 2 改正の内容

(1) 措置要求に関する代理人に関し、次に掲げる規定を設けることとした。(第2条の4関係)

ア 2人以上の代理人を選任したときは、1名を主任代理人に指定すること。

イ 主任代理人を指定・変更した場合は、届出を行うこと。

ウ 人事委員会が行う通知その他の行為は、主任代理人にすれば足りること。

(2) 押印見直しに関する所要の改正を行うこととした。(第2条関係)

#### 3 施行期日

公布の日から施行

### (2) 勤務条件に関する措置の要求に関する手続規程の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

#### 【説明】

#### 1 改正の理由

勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部改正に伴い、所要の改正を行うため。

#### 2 改正の内容

(1) 主任代理人指定(変更)届を定めることとした。(第2条及び様式第3号関係)

(2) 押印見直しに関する所要の改正を行うこととした。(様式第1号 様式第6号関係)

#### 3 施行期日

公布の日から施行(勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則と同日公布)

( 3 ) 不利益処分についての審査請求に関する規則の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

1 改正の理由

不利益処分についての審査請求に係る審理手続きの効率化を図るため、代理人が複数選任された場合の規定を設ける等のため。

2 改正の内容

( 1 ) 措置要求に関する代理人に関し、次に掲げる規定を設けることとした。( 第 3 条の 3 関係 )

ア 2 人以上の代理人を選任したときは、1 名を主任代理人に指定すること。

イ 主任代理人を指定・変更した場合は、届出を行うこと。

ウ 人事委員会が行う通知その他の行為は、主任代理人にすれば足りること。

( 2 ) 押印見直しに関する所要の改正を行うこととした。( 第 5 条、第 8 条、第 10 条、第 13 条及び第 15 条関係 )

( 3 ) その他所要の改正を行うこととした。

3 施行期日

公布の日から施行

( 4 ) 不利益処分についての審査請求に関する手続規程の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

1 改正の理由

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部改正することに伴い、所要の改正を行うため。

2 改正の内容

( 1 ) 主任代理人の指定( 変更 ) 届を定めることとした。( 第 2 条及び様式第 4 号関係 )

( 2 ) 押印見直しに関する所要の改正を行うこととした。( 様式第 1 号 様式第 13 号関係 )

3 施行期日

公布の日から施行( 不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則の公布日と同日公布 )

## 8 佐賀県人事委員会事務局の組織に関する規則の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

### 【説明】

#### 1 改正の理由

職務・職責に応じた給与制度の見直しのため佐賀県職員給与条例（ ）が改正されることに伴い、人事委員会事務局職員の職について改正する必要があるため。

改正条例（案）は令和3年2月議会に提案中

#### 2 改正の内容

（1）事務局に置くことができる職について、主任主査を加え、副主査を削ることとした。（第3条関係）

（2）主任主査の職務を定めることとした。（第4条関係）

#### 3 施行期日

令和3年4月1日から施行

## 9 佐賀県人事委員会事務局に勤務する会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

### 【説明】

#### 1 改正の理由

佐賀県会計年度任用職員の報酬等に関する条例（以下「条例」という。）の一部改正（ ）に伴い、所要の改正を行うため。

改正条例（案）は令和3年2月定例県議会に提案中

#### 2 改正の内容

（1）条例の改正により条項が追加されたことに伴い、引用条項を改めることとした。（第1条関係）

#### 3 施行期日

令和3年4月1日から施行

## 10 佐賀県個人情報保護条例第20条第1項の規定により口頭により開示請求できる個人情報（人事委員会告示）の一部改正について

改正内容について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

## 【説明】

### 1 改正の理由

令和3年度から採用試験の内容を一部変更したこと等に伴い、口頭により開示請求することができる個人情報について所要の改正を行う必要があるため。

### 2 改正の概要

令和3年度から、特別枠・スポーツ特別枠の佐賀県職員採用試験について第1次試験前に書類選考による事前審査を実施することに伴い、口頭により開示請求できる個人情報として書類選考の総合評価を追加することとする。

### 3 施行期日

公布の日から施行

## その他

### 1 行事予定について

### 2 令和3年度佐賀県警察官A採用試験に係る実施計画の報告及び事務の協力依頼について